

平成 23 年 4 月 11 日

日本精神科看護技術協会

各都道府県支部 支部長 殿

特例社団法人日本精神科看護技術協会

総務委員長 渡 辺 勝 次

臨時理事会のご報告およびお願い

拝啓

3 月 11 日に発生しました東日本大震災による災害で、被災された会員の皆さまとご家族の皆さまにお見舞いを申し上げます。

この 1 カ月間、協会では災害対策本部を設置し、可能な限りの活動を行って参りました。詳細をできる限り皆さまと共有できるよう、FAX 通信の号外という手段を用いてご連絡させていただいた次第です。お陰さまで支援物資、義捐金をたくさん支援していただき、ありがとうございます。また、本日から災害派遣ボランティアの派遣も始まりました。

その中で、下記にお示しする報告および審議が必要となり、臨時で理事会を開催し、検討をしましたので、ご報告いたします。また、この審議を受け、総務委員会では、以下のように活動をいたします。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

今後は、被災状況の全体像を被災支部や施設の負担を少ない方法で把握し、できる限り早く義捐金をお渡しするために準備をすすめて参ります。また、平成 23 年度の会費免除の件は、総会議案となりますので、決定後速やかに入会手続きを再開し、免除の手続きを簡便に行っていきたいと考えております。今後とも日精看の活動にご理解とご協力をよろしくお願いします。

敬具

1. 臨時理事会報告および審議項目と結果

- ・報告：災害対策本部の活動経過 別紙資料—1
- ・審議 1：平成 23 年度入会手続きの被災地会費免除について 別紙資料—2 承認
- ・審議 2：被災会員へ義捐金を早期に手渡す方法について 別紙資料—3 承認

2. 総務委員会の今後の取り組み

- ・義捐金を集計し、支部役員の皆さまと連携し被災状況を把握し、配布を開始する。
- ・福岡大会における総会の成立をはかる。
- ・また、福岡大会において東日本大震災支援のプログラムを準備、実行する。
(詳しくは大会プログラム集および 5 月号のニュースに同梱いたします)
- ・災害対策本部の活動に合わせ、会費免除方法と義捐金の配布方法について支部役員と協議し、決定する。

3. 各支部に総会までをお願いしたいこと

- 1) 被災された支部におかれましては、以下の3点をお願いします。
 - ① 平成23年度の入会手続きを総会まで延期願います。
 - ② 現在連絡や被害状況がわかりにくい施設のリストアップ(現在わかる範囲で)をお願いします。
 - ③ 議決権行使書の支部事務局取りまとめは中止します。
 - ・各会員で提出できる範囲で議決権を行使していただき、可能な施設のみ協会事務局へFAXで報告する。(FAX変更用紙のみは修正済み)

- 2) 被災されていない支部におかれましては、以下の3点をお願いします。
 - ① 引き続き、義捐金募集の声掛けをお願いします。
 - ② 議決権行使書を被災支部の分まで提出を強化していただくよう、お願いします。
 - *今年度の総会は公益法人移行のための定款変更や今回の会費免除の議案があります。
 - ③ 今後も、災害対策本部から継続的にお願いのご連絡をFAXおよび協会ホームページにおいてお伝えいたしますので、ご協力をお願いします。

*協会では被災された支部を東北地区の6県と茨城県、千葉県と定めております。また最優先支援地として、岩手県と宮城県、福島県をあげて支援に取り組んでおります。

以上

なにとぞ、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせは総務委員会担当：龍野までお願いします。(TEL:03-5796-7033)

平成23年4月8日

4月8日臨時電話理事会資料(資料―1)

東北地方太平洋沖地震災害対策本部
活動報告

1、地震発生から対策本部の活動経過

3月11日(金)14時46分地震発生

- ・協会事務局の図書コーナーおよび倉庫倒壊、職員も帰宅できず。
- ・被災状況の調査、情報収集開始。

3月14日(月)災害対策本部設置

- ・「被災お見舞い文」を公開(協会HP、支部事務局FAX号外1)

3月16日(水) 協会の対応について文書報告、ボランティアについて厚労省と連絡開始
被災状況の集約と被災地区の会員施設分布のマップ作成

- ・支部事務局FAX号外2、協会HPで連絡

3月18日(金) 義捐金の募集開始

- ・支部事務局および20名以上の会員施設FAX号外3、協会HPで募集

3月20日(日) 災害ボランティアの募集開始、協会理事携帯電話緊急連絡網の整備

- ・支部事務局および20名以上の会員施設FAX号外4、協会HPで募集

3月22日(火) 支援物資の募集開始、職員による派遣チームの検討

- ・支部事務局および20名以上の会員施設FAX号外5、協会HPで募集
(FAXは近畿以西とした)

3月23日(水) 厚労省へボランティア人数の報告(40名程度)

3月24日(木) 派遣チーム第1陣15時出発、協会到着の支援物資の仕分け作業

3月25日(金) 対策本部の活動報告および物資支援のお礼、支援物資が続々と到着

- ・支部事務局および20名以上の会員施設FAX号外6、協会HPで連絡

3月27日(日) 支援物資追加募集(予防衣、白衣、ナースシューズ)

- ・支部事務局および20名以上の会員施設FAX号外7、協会HPで募集
(FAXは近畿以西とした)

3月28日(月) 派遣チーム第1陣帰還、支援物資の仕分け作業の増大

京都市へ京都研修センターセミナーハウスの非難場所提供を申請

3月29日(火) 派遣チーム第2陣8時出発、24時帰還

3月30日(水) 協会保管の派遣物資を研修会場から会議室などへ移動

宅急便で支援物資を送ること開始、自由民主党へ支援物資を送る

3月31日(木) 支援物資の1次募集を締め切る

4月4日～5日 派遣チーム第3陣(大塚副会長、矢野氏、塩田氏)光が丘保養園、福島県支部事務局へ物資を運び、人的支援のニーズを調査

4月11日(月)から 仙南中央病院へ6日間ずつ、6クルールの災害支援ボランティアの派遣開始

2、災害対策本部の現在までの活動

- 1) 被災状況の情報収集およびニーズの把握
- 2) 会員、施設、支部事務局への情報の提供
- 3) 支援物資の募集と仕分け、被災地への届ける
- 4) 人的支援(ボランティア)の準備、今後の実行

- 5) 義捐金を募ること
- 6) 職員の被災地派遣
(お見舞い、支援物資と届けること、ニーズの把握、ボランティア派遣に向けた調整)
- 7) 他団体の動向を見極め、連携や調整の機会を伺う
(厚労省の看護課と精神保健福祉課との連携)
- 8) 避難施設として京都研修センターセミナーハウスを京都市へ提供。28日申請済み

3、活動の関する支出

- 1) 第3陣までの派遣チームの交通費、レンタカー代など
- 2) 支援物資の送料
- 3) 支援物資の購入 など

4、支援物資のお届け先

- 1) 派遣チーム第1陣
岩手県支部事務局、宮城県支部事務局
本館病院【岩手】、三陸病院【岩手】、宮古山口病院【岩手】、久慈亨和病院【岩手】
岩手県立久慈病院【岩手】、釜石厚生病院【岩手】、県立大船渡病院精神科【岩手】
希望ヶ丘病院【岩手】、光が丘保養園【宮城】赤坂病院【宮城】、恵愛病院【宮城】
三峰病院【宮城】宮城県立精神医療センター【宮城】、南浜中央病院【宮城】
仙南中央病院【宮城】
- 2) 派遣チーム第2陣
恵愛病院【宮城】
- 3) 派遣チーム第3陣
光が丘保養園【宮城】、福島県支部事務局
- 4) 郵送
 - ① 玉山岡本病院【岩手】
 - ② 六角牛病院【岩手】 オムツ16箱、トイレットペーパー4箱マスク1箱
 ディスポ手袋1箱、ガーゼ・アルコール綿1箱
 生理用品1箱、カイロ1箱
 - ③ 自由民主党提供物資 トイレットペーパー 19箱、医療用マスク 27箱
 BOXティッシュ2箱、オムツ2箱、子供用オムツ1箱
 生理用品2箱
 - ④ 福島相馬地区NPO法人コーヒータイム(橋本さん、米倉さん)【福島】
 机×2、椅子×2、日用品、事務用品ほか段ボール10箱分
 - ⑤ 石崎病院【茨城】乾電池単1 30本
 - ⑥ 岩手晴和病院【岩手】

5、人的支援(災害派遣ボランティア)

派遣場所：本多友愛会仙南中央病院

989-1623 宮城県柴田郡柴田町北船岡1-2-1 TEL:0224-54-1210

- 第1陣 4月11日(月)～4月16日(土) 第2陣 4月16日(土)～4月21日(木)
 第3陣 4月21日(木)～4月26日(火) 第4陣 4月26日(火)～5月1日(土)
 第5陣 5月1日(土)～5月6日(金) 第6陣 5月6日(金)～5月11日(水)
 3名ずつの派遣を予定。

理事会審議事項 資料— 2

期日	平成 23 年 4 月 8 日開催 平成 23 年度臨時電話理事会	
件名	平成 23 年度入会手続きの被災地会費免除について	
審議者	委員会名	総務委員会
	理事名	渡辺 勝次
審議理由	このたびの東日本大震災による被災状況は東北・北関東地区を中心に甚大な被害を与えた。現在も被災地において多くの会員が大変な思いをしている。協会では災害対策本部を設置し支援を行っているが、総務委員会としても被災会員への負担軽減を目的に、平成 23 年度の会費を免除することが必要と判断し、提案をする。ご審議をお願いします。	
審議内容	<p>東北地区の会員数(22 年度) 3845 名 北関東地区(茨城、千葉)の会員数 (22 年度) 1942 名 合計 5787 名</p> <p>【提案】 この地区で被災した会員の会費を免除し、協会は継続会員として保障する。また、被災施設などで、学習機会を保障したり、仲間づくりの一環として非会員の看護職に関しても、積極的な入会を勧め、平成 23 年度は会費免除で新入会を受け付ける。</p> <p>【目的】 このような非常事態であればこそ日精看に入会していることで、支援を受けることが可能であると実感していただき、被災会員の負担を少しでも軽減し、今後の組織強化につなげることにしたい。</p> <p>【方法および懸案】 会員の負担を軽減することと同時に支部事務局の負担軽減も意識して進める。具体的な被災認定は、会員と施設会員代表者からの申請に基づき、支部で入会報告書をまとめる段階で、支部長がそれを認めること(入会報告書を提出することで支部長が認めたとする)で免除とする。公的な被災証明書などは求めない。</p> <p>また、その手続きは通常の入会手続きの際に施設別会員表へ継続会員は <input checked="" type="checkbox"/> してもらうが、そこに印(具体的には赤字で○被など)をつけ、施設から支部に提出してもらうことにする。</p> <p>新入会は、様式— 1 に記入をしていただき、備考に被災と記入してもらうことで、会費はいただかないこととする。</p> <p>【懸案】・収入減および支出増に伴う予算案の修正 ・協会会計上の技術的な問題 (すでに検討中)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
資料	有 (枚) 無 ○	
結果	承認○ : 条件 無 有 () 差し戻し・却下・その他 ()	

理事会審議事項 資料— 3

期日	平成 23 年 4 月 8 日開催 平成 23 年度臨時電話理事会	
件名	被災会員へ義捐金を早期に手渡す方法について	
審議者	委員会名	総務委員会
	理事名	渡辺 勝次
審議理由	このたびの東日本大震災による被災状況は東北・北関東地区を中心に甚大な被害を与えた。現在も被災地において多くの会員が大変な思いをしている。総務委員会では、協会が集めた義捐金を一刻も早く被災会員に届けたいと考え、提案をする。ご審議をお願いする。	
審議内容	<p>【これまでの協会義捐金の受け渡し方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害マニュアルに則って、支部より災害報告書を提出してもらう。 2. この報告書をもとに、被災状況全体を把握し、被災会員への義捐金配分を決める。 3. 決めた金額を一括支部事務局へ届け、支部事務局が被災会員へ手渡す。 *義捐金を配分する方法は、集まった義捐金の総額を被災会員の数で割り、按分を決める。(家屋の全壊、大規模損壊、半壊などで金額を決める) <p>【今回の震災における問題点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被災状況の全体像をしばらく掴めない可能性がある。つまり、義捐金が被災会員に届くまで、従来の方法では時間がかかってしまう。その時期も未定。 2. 被災会員が多数存在する。 3. 被災状況が深刻なため、一刻も早い金銭的な支援も必要。 4. 届ける方法が従来のやり方だけでは、支部事務局も被災者であり、対応が困難である。 <p>【提案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 義捐金を 2 段階で支給する。 ・第 1 弾を見舞金として届け用途は支部に一任する。第 2 弾を従来の方法で、金額を決め届ける。 2. 見舞金を届ける方法として、支部事務局に任せるだけでなく、支部事務局が被災状況を把握しきれない施設へ協会役職員が直接届ける。 3. 協会役職員が直接届けた施設に関して被災状況を支部事務局に報告することで、支部事務局が県内の被災状況を把握しやすくする。 4. その結果、第 2 弾の従来式の義捐金を被害状況に合わせ支部事務局へ届ける。 5. 被災状況の判定は自己申告とし、施設会員代表者の意見を正とする。 (会費免除の同様) 以上 	
資料	有 (枚) 無 ○	
結果	承認○： 条件 無 有 () 差し戻し・却下・その他 ()	